

森林環境税及び森林環境譲与税の制度概要

森林環境税及び森林環境譲与税の趣旨

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。

このような現状の下、平成 30(2018)年 5 月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成 31(2019)年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されました。

森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み

「森林環境税」は、令和 6(2024)年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として 1 人年額 1,000 円を市町村が賦課徴収するものです。

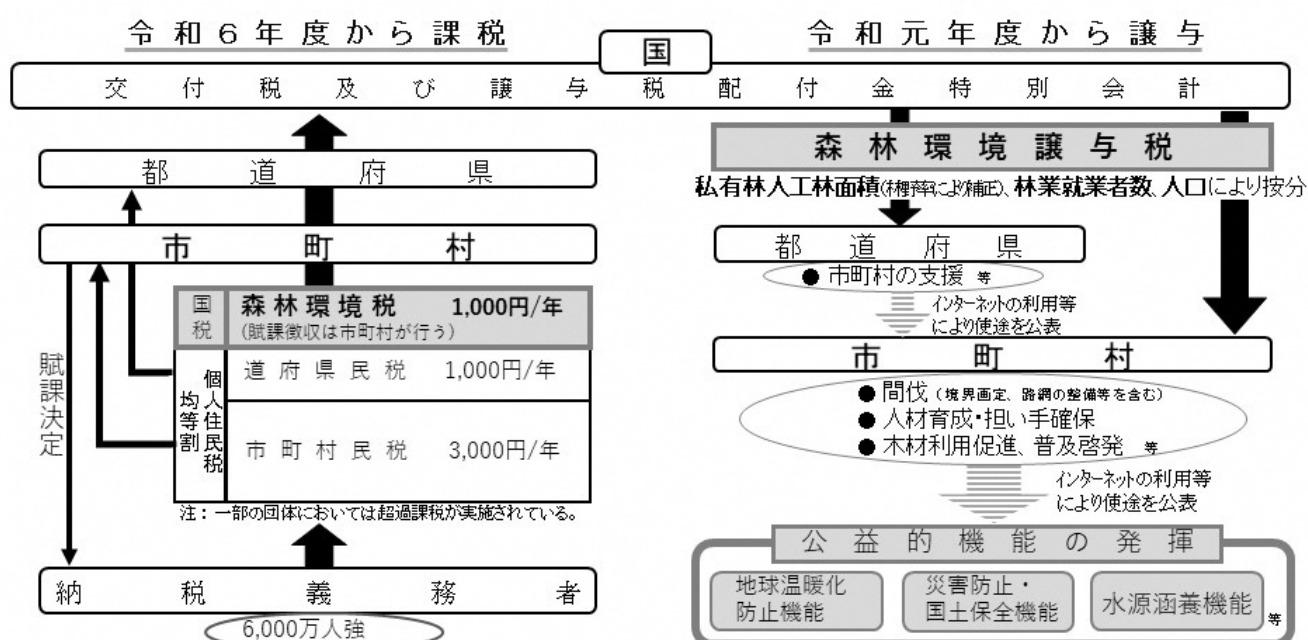
また、「森林環境譲与税」は、市町村による森林整備の財源として、令和元(2019)年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されています。

森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされています。

また、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされています。

森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み



森林経営管理法の概要

趣 旨

- 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るためには、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行う仕組みを構築する必要がある。
- このため、以下の措置を基本とする新たな経営管理の仕組みを講ずる。
 - ① 森林所有者に適切な経営管理を促すため、経営管理の責務を明確化するとともに
 - ② 森林所有者自らが経営管理を実行できない場合に、市町村が経営管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に再委託する。
 - ③再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が経営管理を行う。

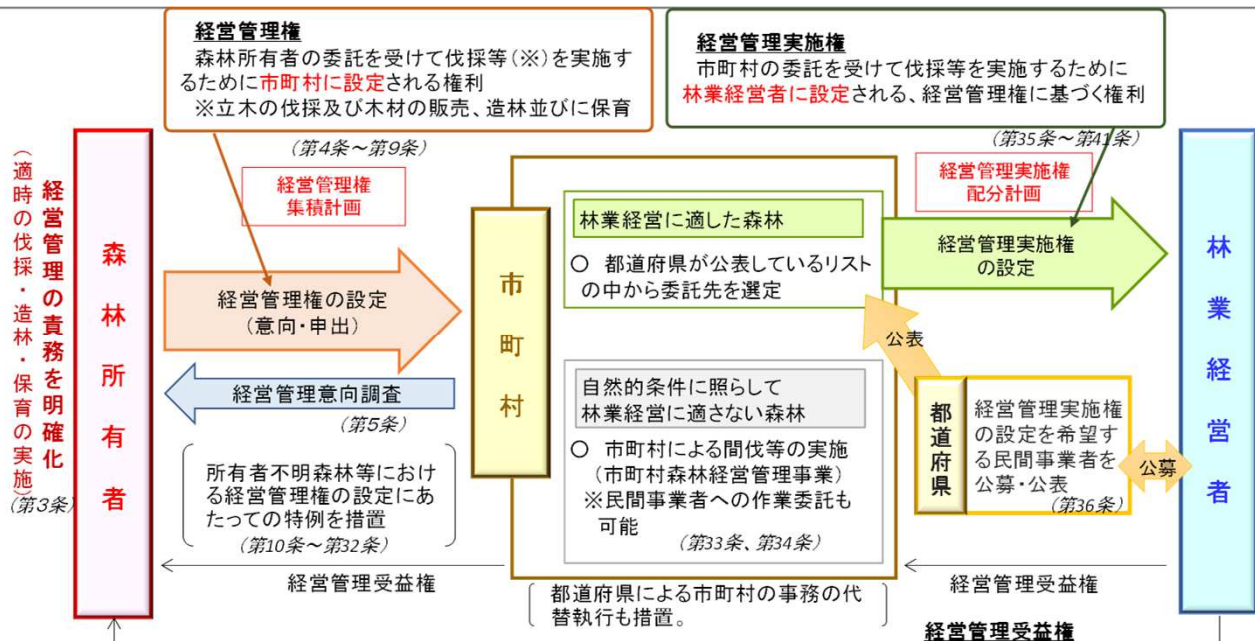
法律の概要

1. 森林所有者の責務の明確化

- 森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林又は保育を実施することにより、自然的経済的社会的条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行わなければならないこととする。

2. 森林の経営管理の仕組み

- 市町村は、区域内の森林の経営管理が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとし、経営管理の状況や集積の必要性等を勘案しつつ、経営管理権集積計画を作成することにより、森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育等を行うための権利（経営管理権）を、森林所有者から取得できるよう措置。
- 都道府県知事が経営管理実施権の設定を希望する者を募集し、応募した林業を営む者（経営管理実施権の設定を希望する民間事業者）に対して、市町村が経営管理実施権配分計画により経営管理実施権を設定できるよう措置。
- 経営管理権を取得した森林のうち、自然的条件に照らして林業経営に適さないもの等について市町村が自ら経営管理（市町村森林経営管理事業）できるよう措置。



3. 所有者不明森林に係る措置

- 森林所有者の全部又は一部が不明のものについて、一定の手続により市町村に経営管理権を設定することを可能とする措置を講ずる。